

電気需給約款（高圧・特別高圧）（新旧対照表）

		(新) 電気需給約款（高圧・特別高圧）（2026年4月1日実施）	(旧) 電気需給約款（高圧・特別高圧）（2026年1月1日実施）
I 総則	<p>1 適用</p> <p>この「<u>電気需給約款（高圧・特別高圧）</u>」（以下「本約款」といいます。）は当社に電気の需給に係る本約款を内容とする契約（以下「需給契約」といいます。）の申し込みをされたお客さまに関し、中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域内のお客さまの需要場所に対して、当社が中部電力パワーグリッド株式会社または配電事業者と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。</p> <p>2 本約款等の変更</p> <p>(1) 一般送配電事業者（3（定義）（13）に規定する一般送配電事業者をいいます。）または配電事業者（3（定義）（14）に規定する配電事業者をいいます。）（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款（3（定義）（31）に規定する託送供給等約款をいいます。）およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）が変更された場合、法令・条例または規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法548条の4の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく本約款および当社が別途提示する「<u>料金表（高圧・特別高圧）</u>」（以下「<u>料金表</u>」といいます。）（以下総称して「<u>本約款等</u>」といいます。）の内容を変更することができます。この場合、<u>契約期間の途中であっても原則として、料金その他の供給条件は、本約款等の変更を行った日から、変更後の本約款等によるものとします。</u></p> <p>なお、当社は、本約款等を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、本約款等を変更する旨および変更後の本約款等の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、当社ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。</p> <p>(2) 本約款等の変更をしようとしたり、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載いたします。</p> <p>(3) 本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>(4) 消費税法および地方税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは、変更された税率にもとづき、本約款等に定めるお客さまが負担する債</p>	<p>1 適用</p> <p>この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は当社に電気の需給に係る本約款を内容とする契約（以下「需給契約」といいます。）の申し込みをされたお客さまに関し、中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域内のお客さまの需要場所に対して、当社が中部電力パワーグリッド株式会社または配電事業者と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給するときの<u>電気</u>料金その他の供給条件を定めたものです。</p> <p>2 本約款等の変更</p> <p>(1) 一般送配電事業者（3（定義）（13）に規定する一般送配電事業者をいいます。）または配電事業者（3（定義）（14）に規定する配電事業者をいいます。）（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款（3（定義）（28）に規定する託送供給等約款をいいます。）およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）が変更された場合、法令・条例または規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法548条の4の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく本約款の内容を変更することができます。この場合、原則として約款変更を行った日から、変更後の本約款によるものとします。</p> <p>なお、当社は、本約款を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。</p> <p>(2) 本約款の変更をしようとしたり、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。</p> <p>(3) 本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>(4) 消費税法および地方税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは、変更された税率にもとづき、本約款に定めるお客さまが負担する債</p>	

	(新) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年4月1日実施)	(旧) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年1月1日実施)
	<p>債務をお支払いいただきます。</p> <p>3 定義</p> <p>次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) HH価格</p> <p>New York Mercantile ExchangeのHenry Hub natural gas futuresにおける、当該月の1か月前における第3最終営業日の1MMBtu当たりのsettlement priceをいいます。</p> <p>(22) 平均為替レート</p> <p>貿易統計における外国為替相場のうち、アメリカ合衆国通貨1ドルに対する日本国通貨(円)の換算値(以下「ドル換算レート」といいます。)をもとに、月次に算定した値といたします。</p> <p>(23) 平均燃料価格算定期間</p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から1月31までの期間、2月1日から2月28までの期間(閏年となる場合は、2月29までの期間といたします。)、3月1日から3月31までの期間、4月1日から4月30までの期間、5月1日から5月31までの期間、6月1日から6月30までの期間、7月1日から7月31までの期間、8月1日から8月31までの期間、9月1日から9月30までの期間、10月1日から10月31までの期間、11月1日から11月30までの期間または12月1日から12月31までの期間)をいいます。</p> <p>(24) 平均為替レート算定期間</p> <p>貿易統計におけるドル換算レートの算出方法にもとづき、平均為替レートを算定する場合の期間とし、毎年1月1日から1月31までの期間、2月1日から2月28までの期間(閏年となる場合は、2月29までの期間といたします。)、3月1日から3月31までの期間、4月1日から4月30までの期間、5月1日から5月31までの期間、6月1日から6月30までの期間、7月1日から7月31までの期間、8月1日から8月31までの期間、9月1日から9月30までの期間、10月1日から10月31までの期間、11月1日から11月30までの期間または12月1日から12月31までの期間をいいます。</p> <p>(25) 平均市場価格算定期間</p> <p>約定単価にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20までの期間、2月21日から3月20までの期間、3月21日から4月20までの期間、4月21日から5月20までの期間、5月21日から6月20までの期間、6月21日から7月20までの期間、7月21日から8月20までの期間、8月21日から9月20までの期間、9月21日から10月20までの期間、10月21日から11月20までの期間、11月21日から12月20までの期間または12月21日から翌年の1月20までの期間をいいます。</p> <p>(26) 燃料費調整額</p> <p>(略)</p> <p>(27) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>債務をお支払いいただきます。</p> <p>3 定義</p> <p>次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(21) 平均燃料価格算定期間</p> <p>貿易統計の輸入品の数量、価額および約定単価の値にもとづき平均燃料価格および平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31までの期間、2月1日から4月30までの期間、3月1日から5月31までの期間、4月1日から6月30までの期間、5月1日から7月31までの期間、6月1日から8月31までの期間、7月1日から9月30までの期間、8月1日から10月31までの期間、9月1日から11月30までの期間、10月1日から12月31までの期間、11月1日から翌年の1月31までの期間または12月1日から翌年の2月28までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29までの期間といたします。)をいいます。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(22) 燃料費調整額</p> <p>(略)</p> <p>(23) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(略)</p> <p>(24) 電気料金</p>

	(新) 電気需給約款（高圧・特別高圧）(2026年4月1日実施)	(旧) 電気需給約款（高圧・特別高圧）(2026年1月1日実施)																																								
	<p>(28) 供給地点 (略)</p> <p>(29) 接続供給 (略)</p> <p>(30) 接続供給契約 (略)</p> <p>(31) 託送供給等約款 (略)</p> <p>(32) 夏季、その他季、休日、平日、重負荷時間、昼間時間、夜間時間 下表に定める期間および時間をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">対象日時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">夏季／その他季</td><td>夏季</td><td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td></tr> <tr> <td>その他季</td><td>毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">休日／平日</td><td>休日</td><td>土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日</td></tr> <tr> <td>平日</td><td>休日以外の日</td></tr> <tr> <td rowspan="3">重負荷時間／昼間時間／夜間時間</td><td>重負荷時間</td><td>日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午前10時から午後5時</td></tr> <tr> <td>昼間時間</td><td>日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた午前8時から午後10時</td></tr> <tr> <td>夜間時間</td><td>重負荷時間と昼間時間以外の時間</td></tr> </tbody> </table>	項目	対象日時		夏季／その他季	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間	その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間	休日／平日	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日	平日	休日以外の日	重負荷時間／昼間時間／夜間時間	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午前10時から午後5時	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた午前8時から午後10時	夜間時間	重負荷時間と昼間時間以外の時間	<p>電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、割引額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>(25) 供給地点 (略)</p> <p>(26) 接続供給 (略)</p> <p>(27) 接続供給契約 (略)</p> <p>(28) 託送供給等約款 (略)</p> <p>(29) 夏季、その他季、休日、平日、重負荷時間、昼間時間、夜間時間 下記表に定める期間および時間をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">対象日時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">夏季／その他季</td><td>夏季</td><td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td></tr> <tr> <td>その他季</td><td>毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">休日／平日</td><td>休日</td><td>土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日</td></tr> <tr> <td>平日</td><td>休日以外の日</td></tr> <tr> <td rowspan="3">重負荷時間／昼間時間／夜間時間</td><td>重負荷時間</td><td>日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午前10時から午後5時</td></tr> <tr> <td>昼間時間</td><td>日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた午前8時から午後10時</td></tr> <tr> <td>夜間</td><td>重負荷時間と昼間時間以外</td></tr> </tbody> </table>	項目	対象日時		夏季／その他季	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間	その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間	休日／平日	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日	平日	休日以外の日	重負荷時間／昼間時間／夜間時間	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午前10時から午後5時	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた午前8時から午後10時	夜間	重負荷時間と昼間時間以外
項目	対象日時																																									
夏季／その他季	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間																																								
	その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間																																								
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日																																								
	平日	休日以外の日																																								
重負荷時間／昼間時間／夜間時間	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午前10時から午後5時																																								
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた午前8時から午後10時																																								
	夜間時間	重負荷時間と昼間時間以外の時間																																								
項目	対象日時																																									
夏季／その他季	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間																																								
	その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間																																								
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日																																								
	平日	休日以外の日																																								
重負荷時間／昼間時間／夜間時間	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午前10時から午後5時																																								
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた午前8時から午後10時																																								
	夜間	重負荷時間と昼間時間以外																																								
II 契約の申し込み	<p>6 需給契約の申し込み</p> <p>(1) お客様が新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および需給契約の内容ならびに託送約款等における<u>需要者</u>に関する事項を遵守することを承諾のうえ、契約種別、契約電力、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申し込みをしていただきます。</p> <p>(2)～(4) (略) <u>(削除)</u></p> <p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、お客様の申し込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。 <u>なお、当社は、原則として書面をもって承諾の意思表示をいたします。</u></p>	<p>6 需給契約の申し込み</p> <p>(1) お客様が新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および需給契約の内容ならびに託送約款等における<u>お客様</u>に関する事項を遵守することを承諾のうえ、契約種別、契約電力、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申し込みをしていただきます。</p> <p>(2)～(4) (略) <u>(5) お客様の都合により申し込み手続きを取り止めこととなった場合、需給開始予定日より前に、当社に対しその旨を申し出でいただきます。</u></p> <p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、お客様の申し込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。</p>																																								

	(新) 電気需給約款（高圧・特別高圧）(2026年4月1日実施)	(旧) 電気需給約款（高圧・特別高圧）(2026年1月1日実施)
	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、原則として、11（需給の開始）にもとづき定められた需給開始日から、1年間といたします。<u>ただし</u>、新たに電気の供給を受ける場合の契約期間は、11（需給の開始）にもとづき定められた需給開始日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の末日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了の3か月前までに、お客さまと当社の双方が、需給契約の終了または変更について申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p><u>なお、口にもとづき契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u></p> <p>14 需給運用に関する申合書</p> <p>需給業務の運用を円滑に行うため、当社が必要と認めた場合には、お客さまは当社と<u>需給運用に関する</u>申合書を締結していただくことがあります。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 契約期間は、次によります。<u>なお、口にもとづき契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u></p> <p>イ 契約期間は、原則として、11（需給の開始）にもとづき定められた需給開始日から、1年間といたします。<u>なお</u>、新たに電気の供給を受ける場合の契約期間は、11（需給の開始）にもとづき定められた需給開始日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の末日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了の3か月前までに、お客さまと当社の双方が、需給契約の終了または変更について申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>14 給電申合書</p> <p>需給業務の運用を円滑に行うため、<u>当社の基準にもとづき</u>当社が必要と認めた場合には、お客さまは当社<u>および一般送配電事業者等</u>と<u>それぞれ給電</u>申合書を締結していただくことがあります。</p>
III 契約種別および料金	<p>18 特別高圧業務用電力</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>基本料金は、需給契約書もしくは通知書面（以下総称して「需給契約書等」といいます。）<u>または料金表</u>により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等<u>または料金表</u>により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料</p>	<p>18 特別高圧業務用電力</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、使用する<u>契約</u>負荷設備および<u>契約</u>受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議<u>を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議</u>によって定めます。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p><u>ただし</u>、基本料金は、需給契約書もしくは通知書面（以下総称して「需給契約書等」といいます。）により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）</p>

	(新) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年4月1日実施)	(旧) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年1月1日実施)
	<p>費調整) (1) 本によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>19 特別高圧電力</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>基本料金は、需給契約書等<u>または料金表</u>により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。なお、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等<u>または料金表</u>により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(5) 力率割引および割増し</p> <p>力率は、その1か月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。</p> <p><u>なお</u>、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。</p> <p>(6) (略)</p> <p>20 高圧業務用電力</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力が500キロワット未満の場合</p> <p>(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1か月の減少された日の前日ま</p>	<p>（1) 本によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>19 特別高圧電力</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、使用する<u>契約</u>負荷設備および<u>契約</u>受電設備の内容、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議<u>を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議</u>によって定めます。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(4) <u>電気</u>料金</p> <p><u>電気</u>料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p><u>ただし</u>、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。なお、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(5) 力率割引および割増し</p> <p>力率は、その1か月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。</p> <p><u>ただし</u>、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。</p> <p>(6) (略)</p> <p>20 高圧業務用電力</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力が500キロワット未満の場合</p> <p>(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1か月の減少された日の前日ま</p>

	(新) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年4月1日実施)	(旧) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年1月1日実施)
	<p>での期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12か月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12か月の期間で、その1か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>□ 契約電力が500キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適當と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力が増する場合に限り、段階的に定めることができます。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(5) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。基本料金は、需給契約書等または料金表により定めるものとし、(6)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等または料金表により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(6) (略)</p> <p>21 高圧電力</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力が500キロワット未満の場合</p>	<p>での期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12か月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12か月の期間で、その1か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>□ 契約電力が500キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。</p> <p>なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適當と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力が増する場合に限り、段階的に定めることができます。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(5) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(6)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(6) (略)</p> <p>21 高圧電力</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力が500キロワット未満の場合</p>

(新) 電気需給約款（高圧・特別高圧）（2026年4月1日実施）	(旧) 電気需給約款（高圧・特別高圧）（2026年1月1日実施）
<p>(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12か月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12か月の期間で、その1か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ)（略）</p> <p>□ 契約電力が500キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力が増する場合に限り、段階的に定めることができます。</p> <p>(ハ)（略）</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>(5) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>基本料金は、需給契約書等または料金表により定めるものとし、(6)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等または料金表により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(6)・(7)（略）</p>	<p>(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12か月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12か月の期間で、その1か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ)（略）</p> <p>□ 契約電力が500キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。</p> <p>なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適當と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力が増する場合に限り、段階的に定めることができます。</p> <p>(ハ)（略）</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>(5) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(6)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(6)・(7)（略）</p>

	(新) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年4月1日実施)	(旧) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年1月1日実施)
22 業務用自家発補給電力	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、お客さまの発電設備の容量(定格出力とし、以下同様といたします。)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものといたします。</p> <p>ロ イによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(3) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>基本料金は、需給契約書等<u>または料金表</u>により定めるものとし、(4)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、30パーセントといたします。また、その1か月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等<u>または料金表</u>により定めるものといたします。ただし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、各平均燃料価格算定期間、<u>各HH価格、各平均為替レート算定期間および各平均市場価格算定期間</u>に対応する燃料費調整単価適用期間は、お客さまが供給を受ける特別高圧業務用電力または高圧業務用電力と同一といたします。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、お客さまの発電設備の容量(定格出力とし、以下同様といたします。)を基準として、お客さまと当社との協議<u>を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議</u>によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものといたします。</p> <p>ロ イによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議<u>を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議</u>によって定めます。</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(3) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p><u>ただし</u>、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(4)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、30パーセントといたします。また、その1か月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、お客さまが供給を受ける特別高圧業務用電力または高圧業務用電力と同一といたします。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>
23 自家発補給電力	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(3) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>基本料金は、需給契約書等<u>または料金表</u>により定めるものとし、(4)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、20パーセントといたします。また、その1か月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回ら</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議<u>を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議</u>によって定めます。</p> <p>(3) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p><u>ただし</u>、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(4)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、20パーセントといたします。また、その1か月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回ら</p>

(新) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年4月1日実施)		(旧) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年1月1日実施)
	<p>らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等<u>または料金表</u>により定めるものといたします。ただし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、各平均燃料価格算定期間、<u>各HH価格、各平均為替レート算定期間および各平均市場価格算定期間</u>に対応する燃料費調整単価適用期間は、お客さまが供給を受ける特別高圧電力または高圧電力と同一といたします。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>いときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、各平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間は、お客さまが供給を受ける特別高圧電力または高圧電力と同一といたします。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>
	<p>24 予備電力</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>契約電力は、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。</p> <p>(3) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>基本料金は、需給契約書等<u>または料金表</u>により定めるものといたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等<u>または料金表</u>により定めるものといたします。ただし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>なお、特別高圧業務用電力または特別高圧電力の需給契約を締結しているお客さまが高圧で供給を受ける場合には、次のとおり、取り扱います。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>24 予備電力</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>契約電力は、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議<u>を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議</u>によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。</p> <p>(3) 電気料金</p> <p><u>電気</u>料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p><u>ただし</u>、基本料金は、需給契約書等により定めるものといたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>なお、特別高圧業務用電力または特別高圧電力の需給契約を締結しているお客さまが高圧で供給を受ける場合には、次のとおり、取り扱います。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
IV 料金の算定および支払い	<p>26 料金の算定および算定期間</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 料金の算定は、原則として毎月第3営業日から第5営業日までに行います。<u>ただし</u>、一般送配電事業者等からの使用電力量および最大需要電力の受領が遅れた場合、原則として第5営業日に算定を行います。</p> <p>なお、営業日とは、日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日および12月30日（以下「当社が定める休日」といいます。）以外の</p>	<p>26 料金の算定および算定期間</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 料金算定は、原則として毎月第3営業日から第5営業日までに行います。一般送配電事業者等からの使用電力量および最大需要電力の受領が遅れた場合、原則として第5営業日に<u>料金</u>算定を行います。</p> <p>なお、営業日とは、日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日および12月30日（以下「当社が定める休日」といいます。）以外の</p>

	(新) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年4月1日実施)	(旧) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年1月1日実施)
	<p>日をいいます。</p> <p>27 使用電力量等の算定</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できないとき等は、<u>使用電力量または最大需要電力量は、託送約款等の定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</u></p> <p>29 料金の支払義務および支払期限日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、当社が一般送配電事業者等から料金算定期間の全使用<u>電力量および最大需要電力</u>を受領後、料金<u>の算定</u>を行った日に発生いたします。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>30 料金の支払方法</p> <p>(1) お客様は、料金を原則として口座振替により、当社が指定した金融機関を通じて、毎月お支払いいただきます。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) お客様は、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社または当社が指定した債権管理回収業者に関する特別措置法にもとづく債権回収会社が作成した払込書により、当社が指定した金融機関<u>またはコンビニエンスストア</u>等（以下「金融機関等」といいます。）でお支払いいただきます。</p> <p>なお、当社が指定した債権回収会社が作成した払込書により、金融機関等で収納制度を利用してお支払いいただく際には、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p>(8) (略)</p> <p>31 延滞利息</p> <p>(1) お客様が支払期限日を経過してもなお料金<u>または契約超過金(36(契約超過金)に定める意味を有します。以下同じ。)</u>を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 料金<u>または契約超過金</u>を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合</p> <p>(2) 延滞利息は、その計算の対象となる料金<u>または契約超過金</u>から、消費税等相当額を差し引いた金額に一日あたり0.0274パーセントを乗じて計算してえた金額といたします。なお、消費税等相当額は次の計算式により計算いたします。</p> <p style="padding-left: 2em;">料金<u>または契約超過金</u>に含まれる消費税等相当額 $=\text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金<u>または契約超過金</u>を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>日をいいます。</p> <p>27 使用電力量等の算定</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できないとき等は、託送約款等の定めるところにより、<u>使用電力量または最大需要電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。</u></p> <p>29 料金の支払義務および支払い</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、当社が一般送配電事業者等から料金算定期間の全使用量を受領後、料金<u>計算</u>を行った日に発生いたします。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>30 料金および延滞利息の支払方法</p> <p>(1) お客様は、料金<u>(31(延滞利息)の規定による延滞利息を含みます。)</u>を原則として口座振替により、当社が指定した金融機関を通じて、毎月お支払いいただきます。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) お客様は、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社または当社が指定した債権管理回収業者に関する特別措置法にもとづく債権回収会社が作成した払込書により、当社が指定した金融機関等（以下「金融機関等」といいます。）でお支払いいただきます。</p> <p>なお、当社が指定した債権回収会社が作成した払込書により、金融機関等で収納制度を利用してお支払いいただく際には、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p>(8) (略)</p> <p>31 延滞利息</p> <p>(1) お客様が支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合</p> <p>(2) 延滞利息は、その計算の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に一日あたり0.0274パーセントを乗じて計算してえた金額といたします。なお、消費税等相当額は次の計算式により計算いたします。</p> <p style="padding-left: 2em;">料金に含まれる消費税等相当額 $=\text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

(新) 電気需給約款（高圧・特別高圧）(2026年4月1日実施)		(旧) 電気需給約款（高圧・特別高圧）(2026年1月1日実施)
	<p>33 帳票発行手数料 (略)</p> <p>34 保証金 (略)</p>	<p>33 保証金 (略)</p> <p>34 帳票発行手数料 (略)</p>
V 使用および供給	<p>35 適正契約の保持 当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまと当社ですみやかに協議の上、契約を適正なものに変更していただきます。</p> <p>36 契約超過金 (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1か月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その1か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。 (2) (略)</p> <p>38 供給の停止 (1) (略) (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨の警告をしても改めない場合には、一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することができます。 イ (略) ロ 契約負荷設備<u>または契約受電設備</u>以外の負荷設備<u>または受電設備</u>によって電気を使用された場合 ハ～ホ (略)</p>	<p>35 適正契約の保持 当社は、<u>契約電力が500キロワット以上</u>のお客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまと当社ですみやかに協議の上、契約を適正なものに変更していただきます。</p> <p>36 契約電力の超過 (1) <u>契約電力が500キロワット以上</u>のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合は、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1か月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その1か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。 (2) (略)</p> <p>38 供給の停止 (1) (略) (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨の警告をしても改めない場合には、一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することができます。 イ (略) ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ～ホ (略)</p>
VI 契約の変更および終了	<p>44 需給契約の変更 (1) (略) (2) (1)の場合、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 イ (略) ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号<u>のみ</u>を記載いたします。</p> <p>45 料金の変更 (1) 当社は、次の状況変化が生じた場合は、契約期間にかかわらず、基本料金および電力量料金を適当な水準に見直すため、お客さまと当社にて協議するものといたします。 イ (略) ロ お客さまが当社に提出した契約期間中の電気の需要予測（これがない場合は、過去<u>1</u>年間</p>	<p>44 需給契約の変更 (1) (略) (2) (1)の場合、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 イ (略) ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。</p> <p>45 料金の変更 (1) 当社は、次の状況変化が生じた場合は、契約期間にかかわらず、基本料金および電力量料金を適当な水準に見直すため、お客さまと当社にて協議するものといたします。 イ (略) ロ お客さまが当社に提出した契約期間中の電気の需要予測（これがない場合は、過去一年間</p>

	(新) 電気需給約款（高圧・特別高圧）(2026年4月1日実施)	(旧) 電気需給約款（高圧・特別高圧）(2026年1月1日実施)
	<p>年間の電気の需要実績を需要予測とみなします。)とお客様の実際の電気のご使用状況が大幅に乖離した場合</p> <p>(2) (1)の協議が不調のまま推移した場合、当社は、契約期間の満了前であっても、協議の開始日から3か月を経過したときをもって需給契約を解約できるものとします。この場合、お客様は他の小売電気事業者<u>または一般送配電事業者等に対して電気の供給を受けることができるよう申し込み</u>、当社はその手続きに必要な協力をを行うものとします。</p> <p><u>なお</u>、当社は48(需給開始後の需給契約の終了または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算)の規定を適用しないものとします。</p> <p>48 需給開始後の需給契約の終了または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算</p> <p>(1) お客様が契約電力を新たに設定し、または契約電力を増加された日以降1年に満たないで、需給契約を終了（当該需要場所において当社との需給契約終了後も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合を除きます。）しようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。</p> <p>イ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合</p> <p>(i) 当社は、お客様が契約電力を新たに設定された日から需給契約を終了される日までの期間の料金について、さかのぼって各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合</p> <p>(i) 当社は、お客様が契約電力を増加された日から需給契約を終了される日までの期間の料金について、さかのぼって契約電力を増加された日の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。</p> <p>なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力の増加分と残余分の比で算出しえたものといたします。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(2) お客様が契約電力を新たに設定し、または契約電力を増加された日以降1年に満たないで、需給契約を終了しようとされる場合で、当該需要場所において当社との需給契約終了</p>	<p>の電気の需要実績を需要予測とみなします。)とお客様の実際の電気のご使用状況が大幅に乖離した場合</p> <p>(2) (1)の協議が不調のまま推移した場合、当社は、契約期間の満了前であっても、協議の開始日から3か月を経過したときをもって需給契約を解約できるものとします。この場合、お客様は他の小売電気事業者へ電気供給を申込み、当社はその手続に必要な協力をを行うものとします。</p> <p><u>また</u>、当社は48(需給開始後の需給契約の終了または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算)の規定を適用しないものとします。</p> <p>48 需給開始後の需給契約の終了または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算</p> <p>(1) お客様が契約電力を新たに設定し、<u>需給契約を更新し</u>、または契約電力を増加された日以降1年に満たないで、需給契約を終了（当該需要場所において当社との需給契約終了後も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合を除きます。）ようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。</p> <p>イ 契約電力を新たに設定された日<u>または需給契約を更新した日</u>以降1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合</p> <p>(i) 当社は、お客様が契約電力を新たに設定された日<u>または需給契約を更新した日</u>から需給契約を終了される日<u>の前日</u>までの期間の料金について、さかのぼって各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合</p> <p>(i) 当社は、お客様が契約電力を増加された日から需給契約を終了される日<u>の前日</u>までの期間の料金について、さかのぼって契約電力を増加された日<u>の前日</u>の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。</p> <p>なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力の増加分と残余分の比で算出しえたものといたします。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(2) お客様が契約電力を新たに設定し、<u>需給契約を更新し</u>、または契約電力を増加された日以降1年に満たないで、需給契約を終了しようとされる場合で、当該需要場所において当</p>

	(新) 電気需給約款（高圧・特別高圧）(2026年4月1日実施)	(旧) 電気需給約款（高圧・特別高圧）(2026年1月1日実施)
	<p>後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。</p> <p>イ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合</p> <p>(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を終了される日までの期間の料金について、さかのぼって各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したもの適用（託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合</p> <p>(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を終了される日までの期間の料金について、さかのぼって契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したもの適用（託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。</p> <p>なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力の増加分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>社との需給契約終了後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。</p> <p>イ 契約電力を新たに設定された日 <u>または需給契約を更新した日</u> 以降1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合</p> <p>(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を終了される日 <u>の前日</u> までの期間の料金について、さかのぼって各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したもの適用（託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合</p> <p>(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を終了される日 <u>の前日</u> までの期間の料金について、さかのぼって契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したもの適用（託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。</p> <p>なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力の増加分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
	<p>49 解約等</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次にかかる事由に該当する場合には、需給契約を解約することができます。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、需給契約を解約する場合には、あらかじめその旨を解約日とともに予告し、お客さまに対して①需給契約の解約後無契約となった場合には電気の供給が停止すること、および②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている一般送配電事業者等から電気の供給を受けることができることを書面により説明いたします。</p> <p>イ～ワ (略)</p> <p>(2) お客さまが当社に需給契約終了の通知をしない場合であっても、その需要場所から移転されている等明らかに電気の使用を終了したと認められるときは、当社 <u>および</u> 一般送配電事業者等がお客さまに対する電気の供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとった日に需給契約の解約があったものといたします。</p>	<p>49 解約等</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次にかかる事由に該当する場合には、需給契約を解約することができます。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、需給契約を解約する場合には、あらかじめその旨を解約日とともに予告し、お客さまに対して①需給契約の解約後無契約となった場合には電気の供給が停止すること、および②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている <u>小売電気事業者</u> <u>または</u> 一般送配電事業者等から電気の供給を受けることができることを書面により説明いたします。</p> <p>イ～ワ (略)</p> <p>(2) お客さまが当社に需給契約終了の通知をしない場合であっても、その需要場所から移転されている等明らかに電気の使用を終了したと認められるときは、当社 <u>または</u> 一般送配電事業者等がお客さまに対する電気の供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとった日に需給契約の解約があったものといたします。</p>
VII 供給方法、工事および工事費の負担	<p>51 需給地点および施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 託送約款等にもとづき当社と一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている需給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行う場合の一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内</p>	<p>51 需給地点および施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 託送約款等にもとづき当社と一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている需給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行う場合の一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内</p>

	(新) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年4月1日実施)	(旧) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年1月1日実施)
	<p>に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則としてお客さまと一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。</p> <p>52 工事費負担金等相当額の申受け等</p> <p>(1) 当社が一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を工事費負担金等相当額として申し受けます。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みの取り消しまたは変更される場合で、当社が一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社はその金額をお客さまから申し受けます。</p>	<p>に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則としてお客さまと一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。</p> <p>52 工事費負担金等相当額の申受け等</p> <p>(1) 当社が一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事費に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を工事費負担金等相当額として申し受けます。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みの取消しまたは変更される場合で、当社が一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社はその金額をお客さまから申し受けます。</p>
附則	<p>1 本約款の実施期日 本約款は、<u>2026年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>3 標準周波数についての特別措置 <u>本約款実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、託送約款等で定める間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。</u> <u>長野県の一部</u></p> <p>4 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い (略)</p> <p>5 本約款の適用にともなう切替措置</p> <p>(1) <u>本約款が適用される以前の、「電気需給約款(高圧・特別高圧)」(以下「旧約款」といいます。)によって支払いを要することとなった料金および料金以外の債務(延滞利息、帳票発行手数料、保証金、違約金、工事費負担金その他旧約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合は、49(解約等)に準ずるものとします。</u></p> <p>(2) <u>本約款実施の日の前日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、その算定期間のすべてについて旧約款にもとづき、料金を算定いたします。</u></p>	<p>1 本約款の実施期日 本約款は、<u>2026年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p>(新設)</p> <p>3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い (略)</p> <p>(新設)</p>
別紙	<p>1 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 <u>平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ</u> <u>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</u> <u>B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</u> <u>C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</u></p>	<p>1 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 <u>平均燃料価格 = A × α + B × β</u> <u>A = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</u> <u>B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</u></p>

	(新) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年4月1日実施)	(旧) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年1月1日実施)														
	<p>$\alpha = 0.2845$ $\beta = 0.3302$ $\gamma = 0.3571$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における<u>1キロリットル当たりの平均原油価格</u>、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>□ 平均市場価格</p> <p><u>1キロワット時当たりの平均市場価格は、約定単価にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</u></p> <p><u>なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>平均市場価格 = $X \times x + Y \times y$</u></p> <p><u>X = 各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均</u></p> <p><u>Y = 各平均市場価格算定期間における6時から18時までの約定単価の単純平均</u></p> <p><u>x = 0.8495</u> <u>y = 0.1505</u></p> <p><u>なお、各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均および6時から18時までの約定単価の単純平均の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p> <p>ハ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、<u>各契約種別</u>ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 52,900円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$ + (3)のHH価格調整単価 + (7)の卸市場価格調整単価</u></p>	<p>$\alpha = 0.4381$ $\beta = 0.5545$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>□ 平均市場価格</p> <p><u>平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における午前6時から午後6時までの約定単価の単純平均といたします。</u></p> <p><u>なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p> <p>ハ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、<u>料金プラン</u>ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 42,000円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$ + (3)の卸市場単価</u></p>														
	<p>ニ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、<u>各HH価格</u>、<u>各平均為替レート算定期間の平均為替レート</u>および<u>各平均市場価格算定期間の平均市場価格</u>によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p><u>なお、各平均燃料価格算定期間、各HH価格、各平均為替レート算定期間および各平均市場価格算定期間</u>に對応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</p> <p>【高圧(500キロワット未満)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">平均燃料価格算定期間・ 平均為替レート算定期間</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">HH価格</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">平均市場価格算定期間</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">燃料費調整単価 適用期間</th> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">毎年1月1日から</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">毎年1月</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">毎年1月21日から</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">その年の3月1日から</td> </tr> </table>	平均燃料価格算定期間・ 平均為替レート算定期間	HH価格	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価 適用期間	毎年1月1日から	毎年1月	毎年1月21日から	その年の3月1日から	<p>ニ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>各平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</p> <p>【高圧(500キロワット未満)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">平均燃料価格算定期間</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">燃料費調整単価適用期間</th> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">その年の5月1日から5月31日までの期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">その年の6月1日から6月30日までの期間</td> </tr> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
平均燃料価格算定期間・ 平均為替レート算定期間	HH価格	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価 適用期間													
毎年1月1日から	毎年1月	毎年1月21日から	その年の3月1日から													
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間															
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間															
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間															

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2026年4月1日実施)				(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2026年1月1日実施)	
	<u>1月31日までの期間</u>		<u>2月20日までの期間</u>	<u>3月31日までの期間</u>	<u>毎年3月1日から5月31日までの期間</u>	<u>その年の7月1日から7月31日までの期間</u>
	<u>毎年2月1日から</u>	<u>毎年2月</u>	<u>毎年2月21日から</u>	<u>その年の4月1日から</u>	<u>毎年4月1日から6月30日までの期間</u>	<u>その年の8月1日から8月31日までの期間</u>
	<u>2月28日までの期間 (閏年となる場合は、2月29日までの期間)</u>		<u>3月20日までの期間</u>	<u>4月30日までの期間</u>	<u>毎年5月1日から7月31日までの期間</u>	<u>その年の9月1日から9月30日までの期間</u>
	<u>毎年3月1日から</u>	<u>毎年3月</u>	<u>毎年3月21日から</u>	<u>その年の5月1日から</u>	<u>毎年6月1日から8月31日までの期間</u>	<u>その年の10月1日から10月31日までの期間</u>
	<u>3月31日までの期間</u>		<u>4月20日までの期間</u>	<u>5月31日までの期間</u>	<u>毎年7月1日から9月30日までの期間</u>	<u>その年の11月1日から11月30日までの期間</u>
	<u>毎年4月1日から</u>	<u>毎年4月</u>	<u>毎年4月21日から</u>	<u>その年の6月1日から</u>	<u>毎年8月1日から10月31日までの期間</u>	<u>その年の12月1日から12月31日までの期間</u>
	<u>4月30日までの期間</u>		<u>5月20日までの期間</u>	<u>6月30日までの期間</u>	<u>毎年9月1日から11月30日までの期間</u>	<u>翌年の1月1日から1月31日までの期間</u>
	<u>毎年5月1日から</u>	<u>毎年5月</u>	<u>毎年5月21日から</u>	<u>その年の7月1日から</u>	<u>毎年10月1日から12月31日までの期間</u>	<u>翌年の2月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</u>
	<u>5月31日までの期間</u>		<u>6月20日までの期間</u>	<u>7月31日までの期間</u>	<u>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</u>	<u>翌年の3月1日から3月31日までの期間</u>
	<u>毎年6月1日から</u>	<u>毎年6月</u>	<u>毎年6月21日から</u>	<u>その年の8月1日から</u>	<u>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</u>	<u>翌年の4月1日から4月30日までの期間</u>
	<u>6月30日までの期間</u>		<u>7月20日までの期間</u>	<u>8月31日までの期間</u>		
	<u>毎年7月1日から</u>	<u>毎年7月</u>	<u>毎年7月21日から</u>	<u>その年の9月1日から</u>		
	<u>7月31日までの期間</u>		<u>8月20日までの期間</u>	<u>9月30日までの期間</u>		
	<u>毎年8月1日から</u>	<u>毎年8月</u>	<u>毎年8月21日から</u>	<u>その年の10月1日から</u>		
	<u>8月31日までの期間</u>		<u>9月20日までの期間</u>	<u>10月31日までの期間</u>		
	<u>毎年9月1日から</u>	<u>毎年9月</u>	<u>毎年9月21日から</u>	<u>その年の11月1日から</u>		
	<u>9月30日までの期間</u>		<u>10月20日までの期間</u>	<u>11月30日までの期間</u>		
	<u>毎年10月1日から</u>	<u>毎年10月</u>	<u>毎年10月21日から</u>	<u>その年の12月1日から</u>		
	<u>10月31日までの期間</u>		<u>11月20日までの期間</u>	<u>12月31日までの期間</u>		
	<u>毎年11月1日から</u>	<u>毎年11月</u>	<u>毎年11月21日から</u>	<u>翌年の1月1日から</u>		
	<u>11月30日までの期間</u>		<u>12月20日までの期間</u>	<u>1月31日までの期間</u>		
	<u>毎年12月1日から</u>	<u>毎年12月</u>	<u>毎年12月21日から</u>	<u>翌年の2月1日から</u>		
	<u>12月31日までの期間</u>		<u>翌年の1月20日までの期間</u>	<u>2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</u>		
【高圧 (500キロワット以上) および特別高圧】						
	<u>平均燃料価格算定期間・ 平均為替レート算定期間</u>	<u>HH価格</u>	<u>平均市場価格算定期間</u>	<u>燃料費調整単価 適用期間</u>	<u>平均燃料価格算定期間</u>	
	<u>毎年1月1日から</u>		<u>毎年1月21日から</u>	<u>その年の4月1日から</u>	<u>燃料費調整単価適用期間</u>	<u>その年の6月1日から6月30日までの期間</u>
	<u>1月31日までの期間</u>		<u>2月20日までの期間</u>	<u>4月30日までの期間</u>		
	<u>毎年2月1日から</u>		<u>毎年2月21日から</u>	<u>その年の5月1日から</u>		
	<u>2月28日までの期間 (閏年となる場合は、2月29日までの期間)</u>		<u>3月20日までの期間</u>	<u>5月31日までの期間</u>		
	<u>毎年3月1日から</u>		<u>毎年3月21日から</u>	<u>その年の6月1日から</u>		
	<u>3月31日までの期間</u>		<u>4月20日までの期間</u>	<u>6月30日までの期間</u>		

	(新) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年4月1日実施)				(旧) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年1月1日実施)													
	<u>毎年4月1日から 4月30日までの期間</u>	<u>毎年4月</u>	<u>毎年4月21日から 5月20日までの期間</u>	<u>その年の7月1日から 7月31日までの期間</u>		<u>が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間</u>												
	<u>毎年5月1日から 5月31日までの期間</u>	<u>毎年5月</u>	<u>毎年5月21日から 6月20日までの期間</u>	<u>その年の8月1日から 8月31日までの期間</u>	<u>毎年10月1日から12月31日までの期間</u>	<u>翌年の3月1日から3月31日までの期間</u>												
	<u>毎年6月1日から 6月30日までの期間</u>	<u>毎年6月</u>	<u>毎年6月21日から 7月20日までの期間</u>	<u>その年の9月1日から 9月30日までの期間</u>	<u>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</u>	<u>翌年の4月1日から4月30日までの期間</u>												
	<u>毎年7月1日から 7月31日までの期間</u>	<u>毎年7月</u>	<u>毎年7月21日から 8月20日までの期間</u>	<u>その年の10月1日から 10月31日までの期間</u>	<u>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</u>	<u>翌年の5月1日から5月31日までの期間</u>												
	<u>毎年8月1日から 8月31日までの期間</u>	<u>毎年8月</u>	<u>毎年8月21日から 9月20日までの期間</u>	<u>その年の11月1日から 11月30日までの期間</u>														
	<u>毎年9月1日から 9月30日までの期間</u>	<u>毎年9月</u>	<u>毎年9月21日から 10月20日までの期間</u>	<u>その年の12月1日から 12月31日までの期間</u>														
	<u>毎年10月1日から 10月31日までの期間</u>	<u>毎年10月</u>	<u>毎年10月21日から 11月20日までの期間</u>	<u>翌年の1月1日から 1月31日までの期間</u>														
	<u>毎年11月1日から 11月30日までの期間</u>	<u>毎年11月</u>	<u>毎年11月21日から 12月20日までの期間</u>	<u>翌年の2月1日から 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</u>														
	<u>毎年12月1日から 12月31日までの期間</u>	<u>毎年12月</u>	<u>毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間</u>	<u>翌年の3月1日から 3月31日までの期間</u>														
	ホ (略)				ホ (略)													
	(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。				(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。 基準単価は、次のとおりといたします。													
	<table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>高圧</td> <td>9銭2厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別高圧</td> <td>9銭1厘</td> </tr> </table>				1 キロワット時につき	高圧	9銭2厘		特別高圧	9銭1厘	<table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>高圧</td> <td>19銭6厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別高圧</td> <td>19銭3厘</td> </tr> </table>		1 キロワット時につき	高圧	19銭6厘		特別高圧	19銭3厘
1 キロワット時につき	高圧	9銭2厘																
	特別高圧	9銭1厘																
1 キロワット時につき	高圧	19銭6厘																
	特別高圧	19銭3厘																
	<u>(削除)</u>				<u>(3) 卸市場単価</u> <u>卸市場単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、卸市場単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u>													
	<u>(削除)</u>				<u>卸市場単価 = (平均市場価格 - 19円37銭) × (4)の卸市場率</u>													
					<u>(4) 卸市場率</u> <u>イ 高圧</u>													

	(新) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年4月1日実施)	(旧) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年1月1日実施)						
		卸市場率は、9.0パーセントを基準に、損失率(3.8パーセントとします。)および消費税率を加味したものとし、10.3パーセントといたします。 □ 特別高圧 卸市場率は、9.0パーセントを基準に、損失率(2.4パーセントとします。)および消費税率を加味したものとし、10.1パーセントといたします。						
	(3) HH価格調整単価 HH価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、HH価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 $\text{HH価格調整単価} = \left[(4) \text{の基準HH単価} \times \frac{\text{HH価格}}{2.867} + (5) \text{の基準輸送関連単価} \right] \\ \times \frac{\text{平均為替レート}}{147.60} - (6) \text{の基準HH・輸送関連単価}$	(新設)						
	(4) 基準HH単価 基準HH単価は、HH価格が2.867ドル変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table border="1"><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>高圧</td><td>23銭6厘</td></tr><tr><td></td><td>特別高圧</td><td>23銭3厘</td></tr></table>	1 キロワット時につき	高圧	23銭6厘		特別高圧	23銭3厘	(新設)
1 キロワット時につき	高圧	23銭6厘						
	特別高圧	23銭3厘						
	(5) 基準輸送関連単価 基準輸送関連単価は、平均為替レートが147.60円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table border="1"><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>高圧</td><td>45銭8厘</td></tr><tr><td></td><td>特別高圧</td><td>45銭2厘</td></tr></table>	1 キロワット時につき	高圧	45銭8厘		特別高圧	45銭2厘	(新設)
1 キロワット時につき	高圧	45銭8厘						
	特別高圧	45銭2厘						
	(6) 基準HH・輸送関連単価 基準HH・輸送関連単価は、(4)の基準HH単価および(5)の基準輸送関連単価の合計値といたします。	(新設)						
	(7) 卸市場価格調整単価 卸市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、卸市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 $\text{卸市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12円16銭) \times (8) \text{の調整係数}$	(新設)						
	(8) 調整係数 調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとに、燃料費調整単価適用期間ごとに定め	(新設)						

	(新) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年4月1日実施)	(旧) 電気需給約款(高圧・特別高圧)(2026年1月1日実施)						
	<p>るものとし、当該年度が開始する2か月前までに当社ホームページ等でお知らせいたします。</p> <p>なお、上限値は次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>上限値</u></td><td style="text-align: center;">高圧</td><td style="text-align: center;">0.500</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">特別高圧</td><td style="text-align: center;">0.493</td></tr> </table>	<u>上限値</u>	高圧	0.500		特別高圧	0.493	
<u>上限値</u>	高圧	0.500						
	特別高圧	0.493						
	<p>(9) 燃料費調整単価等の<u>お知らせ</u></p> <p>当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における<u>1キロリットル当たりの平均原油価格</u>、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、<u>当該月のIH価格</u>、<u>各平均為替レート算定期間の平均為替レート</u>、(1)ロの各平均燃料価格算定期間における<u>各平均市場価格算定期間における平均市場価格</u>および(1)ハによって算定された燃料費調整単価を当社ホームページ等でお知らせいたします。</p>	<p>(5) 燃料費調整単価等の<u>掲載</u></p> <p>当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、(1)ロの各平均燃料価格算定期間における平均市場価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載いたします。</p>						
	<h2>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</h2> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社ホームページに掲載いたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p><u>なお、予備電力の場合、その1か月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。</u></p> <p>また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ (略)</p>	<h2>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</h2> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社<u>②</u>ホームページに掲載いたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p><u>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</u></p> <p>ロ (略)</p>						